**株式会社永井運送　一般事業主行動計画**

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行う為ため、次のように行動計画を策定する。

**1.計画期間**

令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

**2.内容**

**【目標１】**

* 令和10年までに育児休業取得率を女性80％とする。

【対策】

・令和7年4月1日～　　従業員のアンケート調査、問題点の洗い出し

・令和7年5月1日～　　制度の拡充についての社内委員会での検討

・令和7年６月1日～　　育児休業経験者との懇談会の設定

・令和7年8月1日～　　制度内容について社内報などにより従業員に周知

**【目標２】**

* 男性の育児休業の取得者を現状より改善する。
* 令和10年までに育児休業取得率を男性30％とする。

【対策】

・令和7年4月1日～　　従業員のアンケート調査、問題点の洗い出し

・令和7年5月1日～　　管理職を対象とした研修の実施

・令和7年６月1日～　　育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

・令和7年8月1日～　　制度内容について社内報などにより従業員に周知

**【目標３】**

* 社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作り、全ての社員がその能力を充分に発揮できるようにするため、育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

【対策】

・令和7年4月1日～　　全社員に対し、「育休支援復帰プラン」や両立支援制度、育児休業給付金、

休業中の社会保険料免除について周知する

・令和7年6月1日～　　育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

**【目標４】**

* 育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、人事評価制度にワーク・ライフ・バランスに関する

評価項目を追加する。

【対策】

・令和7年4月1日～　　評価項目・評価基準等の検討

・令和7年6月1日～　　人事評価制度の改定について周知、評価者研修の実施

・令和8年度～　　　　　新人事評価制度による評価実施

**【目標５】**

* 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

【対策】

・令和7年4月1日～　　年次有給休暇の取得状況について実態を把握

・令和7年5月1日～　　社内検討委員会で検討開始

・令和7年6月1日～　　計画的な取得に向けた管理職研修の実施

・令和7年7月1日～　　有休休暇取得予定の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる

　　　　　　　　　　　　取得促進のための取り組みの開始

**【目標６】**

* 従業員全員の所定外労働時間を年間合計2000時間未満とする。

【対策】

・令和7年4月1日～　　所定労働外の原因の分析等を行う

・令和7年5月1日～　　管理職を対象とした意識改革のための研修を2回実施

・令和7年6月1日～　　社内報などによる社員への周知

・令和7年7月1日～　　各部署における問題点の検討及び研修の実施